

社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

例規番号 〇 2 0 6

平成 29 年 3 月 29 日制定
改正

令和 6 年 11 月 25 日

令和 7 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第 2 条 この規程において、役員とは、本会定款第 18 条第 1 項に規定する理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員のうち、法人業務を行う場合、会長には日額 3,000 円から 7,000 円の範囲内の報酬を支給することができ、その他の役員には、日額 2,000 円の費用を弁償することができる。

2 役員が町外で開催される会議等に出席する場合、交通費としてその実費を支払うことができる。

(公表)

第 4 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(本会役員等の報酬規程の廃止)

2 社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会役員等の報酬規程(平成 23 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 2 月 3 日に施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1.この規程は、定款変更登記日から施行し、令和 7 年 6 月開催の定時評議員会終結時から適用する。

2.第 3 条第 1 項で規定する会長に支給することができる報酬は、当分の間、日額 5,000 円とする。